

# 第31回 杉谷サマーナイトホースショー 開催要項

期 日 : 2019年7月15日(月・祝)  
 場 所 : 大阪府和泉市池田下町2547 杉谷馬事公苑  
 主 催 : (株)シーダーバレー 杉谷乗馬クラブ

公 認 : 公益社団法人 日本馬術連盟  
 後 援 : 大阪府馬術連盟

## 1・ 競技種目

	(1)ジュニア&レディース グランプリ	基準A 238条2.2	H 80 W100 障害数10 以内
	(2)アマチュア グランプリ	基準A 238条2.2	H 90 W110 障害数10 以内
	(3)ビギナー グランプリ	基準A 238条2.2	H 70 W 90 障害数10 以内
*	(4)中障害(D)	基準A 238条2.2	H110 W130 障害数12 以内
*	(5)中障害(C)	基準A 238条2.2	H120 W140 障害数12 以内
*	(6)中障害(B)	基準A 238条2.2	H130 W150 障害数12 以内

\*印は日本馬術連盟公認種目

## 2・ 参加条件

- (1)参加選手は何らかの傷害保険に加入していること。
- (2)公認種目に出場する選手は、日本馬術連盟騎乗者資格B級以上の取得者であること。
- (3)公認種目に出場する馬匹及び選手は、日本馬術連盟の登録が完了していること。
- (4)公認種目に出場する馬匹は、いずれかのグレードに申請されていること。
- (5)同一馬での出場は1種目1回限りとする。但し、第1～3競技については、選手が乗り換われば2回まで認める。
- (6)第1競技 ジュニアは高校生年齢以下とし、レディースは女性騎手に限る。
- (7)第1～3競技には、指導者クラスの選手は出場できない。  
但し、出場する場合はオープン参加とする。
- (8)第3競技に出場する選手は、他の競技には出場できない。

## 3・ 審判規定

【日本馬術連盟競技会規程】及び、  
 【全日本障害馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程】最新版を適用する。  
 但し、公認種目以外についてはローカルルールを適用する。(3反抗失権)

## 4・ 褒賞

- (1)入賞人馬に対して表彰する。
- (2)入賞は6位迄とし、表彰は全競技終了後に行う。

## 5・ 参加料

登録料	1頭	8,000円
出場料	第1～3競技	1鞍 8,000円
	第4～6競技(公認種目)	1鞍 10,000円
追加料	1件	2,000円+出場料
変更料	1件	2,000円

※ 一度 納入した参加料は競技に出場しない場合でも返却はしない。  
 ただし、主催者側の都合により競技を取りやめた場合は、この限りではない。

参加料納付先
三井住友銀行 和泉支店 普通 1524182
株式会社 シーダーバレー

## 6・ 申し込みについて

- (1)申し込みは、所定の用紙(参加申込書・参加人馬・選手登録申込書)に記入の事。
- (2)申し込み先  
 〒594-0032 大阪府和泉市池田下町2547杉谷乗馬クラブ内  
 第31回杉谷サマーナイト 実行委員会  
 TEL 0725-56-2020 FAX 0725-56-4770
- (3)締切日 **2019年6月28日(金)必着**

※FAXの場合17時までの受信を受付いたします。

## 7. その他

- ① 参加馬は、法定による検査を実施済みの事。  
又、インフルエンザ予防接種を完了し健康手帳を携行する事。  
(馬匹の健康手帳は4月19日(金)午前中までに大会本部に提出する)
- ② 万一、人馬の事故が発生した場合、応急処置はするが大会実行委員会及び主催者はその責を負わない。
- ③ 参加選手が満20歳未満の場合、大会参加申込として申込書を提出した時点で保護者の同意を得ていること。
- ④ 仮厩舎にはチップを支給する。寝藁の使用は禁止する。
- ⑤ 馬糧は各自が持参し、退厩の際は全て持ち帰ること。
- ⑥ 厩舎及びその周辺地区は各参加団体の自主管理とし、貴重品の管理には十分注意すること。
- ⑦ 清掃は各団体で協力して行い、ゴミは各団体で持ち帰ること。
- ⑧ 当クラブが定める事項及び打ち合わせ会における注意事項を厳守すること。
- ⑨ 3点固定式防護帽を必ず着用すること。(練習場も含む)  
一般者及び馬運車の駐車は、大会実行委員会の指示に従うこと。
- ⑩ 厩舎地区での喫煙は禁止する。
- ⑪ 大会参加申込として申込書を提出した時点で、大会主催者が発行する媒体及び運営するサイト等に選手名・馬名・所属団体名及び写真・動画を掲載することの承諾を得たものとする。

## 8.入厩条件

※当公苑の施設に入厩する馬匹は、下記の条件を満たしてください。

### 【1】衛生条件

- (1) 繋養場所の全頭に対し、軽種馬防疫協会が推奨するワクチンプログラムに則ったワクチン接種が行われていること。
- (2) 入厩前の滞在場所に馬インフルエンザ感染馬がいる場合は、当該施設からの入厩は許可しない。
- (3) 競技場入厩の1週間前から極力馬の移動を控え、入厩直前に発熱、咳や鼻水などの臨床症状がないことを確認すること。

### 【2】入厩条件

- ① 下記の事項が記載された馬の健康手帳を携行すること。
  - (1) 馬インフルエンザの予防接種を以下の要領で実施し、その接種証明
    - ・ 基礎接種として初回ワクチン接種を実施してから21日以上・2か月以内に2回目のワクチン接種を行い、その後、7か月以内に最初の補強接種を行いそれ以降は1年以内に継続的に補強接種を受けていなければならない。
    - ・ 競技場に入厩する6か月+21日以内に補強接種(または基礎接種の2回目)を受けていなければならない。
  - (2) 日本脳炎予防接種を以下の要領で実施し、その接種証明
    - ・ 毎年5～6月中に、2週間から2ヶ月の感覚で2回実施していること
- ② 馬インフルエンザが疑われる馬匹は入厩できない。出発前1週間の臨床症状をよく観察し、馬インフルエンザを疑う症状がある場合は、獣医師に検査を依頼すること。
- ③ 馬輸送用馬運車は、積み込み前にその内部をパコマあるいは逆性石鹼等で消毒すること。
- ④ 入厩予定日において、輸入検疫後の着地検査中(3か月)の馬匹は入厩できない。